

郵送処理等に関する事務処理要領

(郵送対象の地域)

第1条 郵送対象の地域は、香川県全域とする。

(郵送処理の手数料)

第2条 郵送処理にかかる手数料は、申請者の実費負担とする。

(郵送の場合の必要書類)

第3条 郵送の場合の必要書類は、次のとおりとする。

- (1) 添付すべき運転者証の写し又は添付すべき事業者乗務証の写し
- (2) 旧運転者証返却にかかる宣誓書又は旧事業者乗務証返却にかかる宣誓書
- (3) 運転免許証の変更を伴う場合は運転免許証の写し

(郵送処理の流れ)

第4条 郵送処理の流れは、次のとおりとする。

